

日調連発第272号  
令和3年12月17日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

都市部官民境界基本調査による基準点の測量成果の活用について

この度、法務省民事局民事第二課から、別添のとおり依頼がありましたので、標記成果の活用について所属会員へ周知いただきますようお願いいたします。



事 務 連 絡

令和 3 年 1 2 月 1 3 日

日本土地家屋調査士会連合会 御中

法務省民事局民事第二課 三枝補佐官

都市部官民境界基本調査による基準点の測量成果の活用について

標記の測量成果の活用については、平成 2 5 年 1 月 3 1 日付け法務省民二第 6 0 号当課長通知「都市部官民境界基本調査による基準点の測量成果の活用について」をもって通知されているところですが、今般、別紙甲号のとおり国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課から当該測量成果の送付があり、別紙乙号のとおり地方法務局首席登記官（法人登記担当を除く。）宛てに通知しました。

つきましては、貴会におかれましても、当該成果について、各土地家屋調査士会を通じて会員に周知していただきますようお願いいたします。

国不籍第378号  
令和3年9月17日

法務省民事局民事第二課長 殿

国土交通省 不動産・建設経済局  
地籍整備課長  
(公印省略)

都市部官民境界基本調査による基準点測量成果の送付について

平素より、地籍調査事業の推進にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、国土交通省は、平成22年度より実施している都市部官民境界基本調査における成果の一部として、都市部官民境界基本調査基準点（都市部官民境界基本三角点、都市部官民境界基本多角点及び都市部官民境界基本調査細部点）の測量成果を得ており、地籍調査事業への活用を図っていくこととしております。

また、本成果は国土調査法第19条第2項の規定により認証されていることから、不動産登記法に基づく地積測量図の作成にもご活用いただけるものと考えます。

今般、都市部官民境界基本調査基準点の測量成果の写しを送付致しますので、管轄登記所にこれらの成果の写しを備え付けていただき、これらの地区においては、地積測量図作成の際にこれらの成果を利用していただくとともに、関係機関等への周知を図っていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

本件に関するお問い合わせ先：

国土交通省 不動産・建設経済局 地籍整備課

西野（課長補佐）、神林

TEL：03-5253-8384



令和2年度実施成果

整理番号	発注元	種類	業務件名	都道府県	県番号	市区町	面積(km)	請負業者	実施地区の住所等	調査区域図	今回対象成果				備考(予算分け)
											基本三角点(TC)	基本多角点(TD)	基本細部点(TF)	基本調査簿	
1	群馬県	都市官	群馬県大泉町における令和2年度効率的手法導入推進基本調査業務	群馬県	10	大泉町	0.24	アジア航測株式会社	○	○	網図・選点図	-	網図・選点図	○	
2	埼玉県	都市官	埼玉県さいたま市における令和2年度効率的手法導入推進基本調査業務	埼玉県	11	さいたま市	0.09	埼玉測量設計株式会社	○	○	網図・選点図	-	網図・選点図	○	
3	埼玉県	都市官	埼玉県川口市における令和2年度効率的手法導入推進基本調査業務	埼玉県	11	川口市	0.48	アジア航測株式会社	○	○	-	-	網図・選点図	○	
4	神奈川県	都市官	神奈川県鎌倉市における効率的手法導入推進基本調査業務	神奈川県	14	鎌倉市	0.24	株式会社湘南ウイステリア	○	○	網図・選点図	-	網図・選点図	○	
5	神奈川県	都市官	神奈川県茅ヶ崎市における令和2年度効率的手法導入推進基本調査業務	神奈川県	14	茅ヶ崎市	0.24	第一航業株式会社	○	○	-	-	網図・選点図	○	
6	神奈川県	都市官	神奈川県松田町における令和2年度効率的手法導入推進基本調査業務	神奈川県	14	松田町	0.19	アジア航測株式会社	○	○	-	-	網図・選点図	○	
7	神奈川県	都市官	神奈川県中井町における令和2年度効率的手法導入推進基本調査業務	神奈川県	14	中井町	0.06	株式会社八州	○	○	網図・選点図	-	網図・選点図	○	
8	神奈川県	都市官	神奈川県藤沢市における令和2年度効率的手法導入推進基本調査業務	神奈川県	14	藤沢市	0.38	朝日航洋株式会社	○	○	-	-	網図・選点図	○	
9	神奈川県	都市官	神奈川県大和市における令和2年度効率的手法導入推進基本調査業務	神奈川県	14	大和市	0.75	アジア航測株式会社	○	○	網図・選点図	-	網図・選点図	○	
10	三重県	都市官	令和2年度三重県津市効率的手法導入推進基本調査業務	三重県	24	津市	0.68	株式会社バスコ	○	○	-	-	網図・選点図	○	
11	三重県	都市官	令和2年度 三重県鈴鹿市効率的手法導入推進基本調査業務	三重県	24	鈴鹿市	0.35	新和技術コンサルタント(株)	○	○	-	-	網図・選点図	○	
12	滋賀県	都市官	令和2年度 滋賀県草津市草津四丁目における効率的手法導入推進基本調査業務	滋賀県	25	草津市	0.09	株式会社 上智	○	○	-	網図・選点図	網図・選点図	○	
13	徳島県	都市官	令和2年度徳島県徳島市における効率的手法導入推進基本調査業務	徳島県	36	徳島市	0.54	株式会社松本コンサルタント	○	○	-	-	網図・選点図	○	
14	大分県	都市官	大分県津久見市(地藏町外地区)における令和2年度効率的手法導入推進基本調査業務	大分県	44	津久見市	0.22	株式会社 怡土	○	○	網図・選点図	-	網図・選点図	○	

機密性 2 完全性 2 可用性 2

事務連絡  
令和 3 年 1 2 月 1 3 日

地方法務局首席登記官（法人登記担当を除く。） 殿  
（横浜，さいたま，前橋，大津，津，大分及び徳島）

法務省民事局民事第二課 三枝補佐官

都市部官民境界基本調査による基準点の測量成果の送付について  
標記の測量成果の活用については，平成 2 5 年 1 月 3 1 日付け法務省民二第  
5 9 号民事局民事第二課長通知「都市部官民境界基本調査による基準点の測量  
成果の活用について」をもって通知されているところですが，今般，国土交通  
省土地・建設産業局地籍整備課から当該測量成果が送付されましたので，別添  
のとおり送付します。

なお，この旨日本土地家屋調査士会連合会にも通知しておりますので，申し  
添えます。